

野田市告示 第227号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6の規定に基づき、
特定生産緑地の指定を解除したので、第10条の6第2項の規定に基づき、
次のとおり公示する。

令和7年11月5日

野田市長 鈴木 有

- 1 指定を解除する特定生産緑地の区域及び面積
別紙のとおり

特定生産緑地（野田市）の指定解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第2項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定を解除する。

生産緑地 地区番号	生産緑地名	面 積		備考	図面番号
		生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地		
			既指定 区域	指定を解除する 区域	
137	山崎第55生産緑地地区	約 0.35ha	約 0.35ha	約 0.05ha	一部解除 1
147	山崎貝塚町第6生産緑地地区	約 0.12ha	約 0.12ha	約 0.12ha	2
148	山崎貝塚町第7生産緑地地区	約 0.19ha	約 0.19ha	約 0.19ha	3

「区域は指定解除図表示のとおり」

特定生産緑地指定解除図

地区: 137号山崎第55生産緑地

図面番号1



特定生産緑地指定解除図

地区： 147号山崎貝塚町第6生産緑地
148号山崎貝塚町第7生産緑地

図面番号2

